

⑫ 特別警報発表時の対応

- ★「特別警報」とは、数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合に発表。
- ★本校の場合は「大雨」「暴風」「緊急地震速報（震度6弱以上）」が関係すると思われる。

(1) 児童登校前に発表された場合

- 登校させない
- 特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。

(2) 登校後に名古屋气象台から特別警報が発表された場合

- 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応を迅速に行う。⇒（本校の場合は学校留め置き）
- 特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。
- 児童を安全に下校させようと判断できた場合は、全員引き渡しをする。

I 児童の安全確保

- ① 「発表時」、「解除時」はただちに保護者へメール配信し、学校の対応を知らせる。
- ② 解除後、授業開始するか中止するか判断基準

★校区内の道路が冠水(破損)などしておらず、通学路が確保できるかどうか。

★幹線道路の信号が機能しているかどうか。

★校区内の川、池が氾濫、もしくは増水して危険があるかどうか。

★山の土砂崩れがないかどうか。

以上の項目を職員で確認する。

岩田小として、「岩田小の校区全部」を確認する。

上記の4項目について、すべての安全が確認できるまでは、授業は再開しない。

- ③ 登校後に発表された場合、上記の4項目の安全が確認できるまでは、「学校留め置き」とする。

II 職員の非常配備体制

- ① 教職員の組織については、「地震防災規定」の「地震防災隊 編成表」に準ずる。
- ② 避難所になった場合の役割も「地震防災規定」の「地震防災隊 編成表」に準ずる。
- ③ 発表時・発表中の職員の動きは、地震の場合は「地震防災規定」に準ずる。暴風・大雨の場合は、外への避難はせず、校舎内で児童の安全を確保する。
- ④ 「特別警報」解除後は、各学年、「児童管理」と「(分担場所の)安全の確認」に分かれ、上記の4項目の安全の確認をする。

III 地域・家庭・関係機関との連携

- ① 「特別警報」発表時の学校の対応について、文書で通知する。
- ② 学校と外部との連携と連絡方法については、「地震防災規定」に準ずる。